

第 2 2 期 第 3 回青森県内水面漁場管理委員会

1 日 時 令和 7 年 3 月 1 4 日（金）午後 2 時 1 5 分～

2 場 所 ウエディングプラザアラスカ 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量 建
	〃	木 村 仁 美
	〃	田 村 早 苗
	〃	二本柳 茂
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	総 括 主 幹	長 根 幸 人
	主 幹	東 野 敏 及
	三八地方水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	西北地方水産事務所 所 長	清 藤 真 樹
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
	産業技術センター 内水面研究所 所 長	田 村 直 明

4 議事の結果

議案第 1 号：コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第 2 号：第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について

原案どおり決定し、公示することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

それでは、ただ今から第22期第3回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開会にあたりまして一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、何かと御多忙の中、協議会に引き続き御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案2件、報告事項1件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数10名のところ、過半数を超えます10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用します漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声がございますので、今回の議事録署名人といたしまして、田村委員と木村委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題に入ります。

議案第1号「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料1の1ページ目を御覧ください。

これは、県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文のみ読みあげます。

コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について（依頼）

持続的養殖生産確保法の「特定疾病」に定められているコイヘルペスウイルス病が、本県でも確認され、平成16年度以降、毎年度、貴委員会に「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示」を発動して頂き、KHV病の発生・被害拡大防止に努めてきたところです。

引き続きKHV病のまん延防止を図るため、令和7年度も別紙内容による委員会指示の発動をお願いいたします。

2ページ目、裏面は依頼内容となっておりますが、指示の内容は、これまでと同様で指示期間のみ、年次を1年繰り延べたものとなっております。

続きまして、資料2の方を御覧ください。

これは、今回、依頼があり、委員会の方で発出する委員会指示案となっております。前段のみ読み上げます。

コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示

青森県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和7年3月〇日 青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

指示の内容は、依頼のあった内容と同じもので、年次を1年繰り延べたのみで昨年と同じものになっております。

なお、指示を県報に公示する際に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで承認をお願いしたいと思います。

事務局からの説明は以上です。御審議の方、よろしくお願いします。

濱田会長

県から何か補足等があればお願いします。

水産振興課 東野主幹

はい。

濱田会長

はい、お願いします。

水産振興課 東野主幹

委員会指示の中でコイの持ち出し禁止のところで、指定水域なのですが、青森県知事が別途定めることとしておりますが、こちらも今年度と同様に岩木川と馬淵川の2

河川を予定しております。

以上、県からの補足説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

濱田会長

これね、ちょっとお聞きしたいけど、岩木川ともう1つだったよな。

水産振興課 東野主幹

馬淵川です。

濱田会長

馬淵川、その他のものはどうなるんですか。

水産振興課 東野主幹

その他は、特に県で指定するわけではございませんので、この指示の範囲外になります。

濱田会長

前はね、個人でやっている池でやっているのが出た場合があるんですよ。だから、例えば、小川原湖の周辺も過去では出たこともある。だから、これね、中途半端よりも、やるんだったらバッチリ止めた方が、どうなの？これ、平成16年かな。ストップかけただろう、16年度から。

どうですか。これ、中途半端にしておく、逆にこことここはあれだけど、あっちの方とこっちの方って、青森県は内水面が、結構、良い川が一杯ありますからね。その辺はいかがですか。

水産振興課 東野主幹

過去にKHVが発生した河川ということで、この岩木川と馬淵川という、この2河川を指定させていただいているところなんです。

それ以外の河川に関しては、今のところまだKHVが発症したという事例がございませんので、特段、岩木川、馬淵川よりは、発症のリスクというのは低いのではないかなということで、こういう指示にさせていただきたいなと思っているところなんです。

濱田会長

不思議とね、奥入瀬川とか、シャケが入ってくる。だから、その他の方が、河川管理があるよということ。特に岩木川が一番多いけど、今までの流れからいってね。そ

れで、ちょこっとでも出た場合、どうするの。他県で問題出たというとはあってなるんだけど、それ以上はどうするのか。

我が方は丹藤さんがいるんだけど、丹藤さん、どう、コイ以外、この辺は。

丹藤委員

コイの病気は、実際、コンサルに頼んで調べているでしょうから、1河川調べるだけでもかなりの金額ですよ。その1河川、調べるだけでも。

濱田会長

なるほど。

丹藤委員

ですので、40何河川とかもやるとなれば、莫大な何百万という、予算的なものが

濱田会長

いるの？どうなの？

丹藤委員

もうずっと出てないですよ、10何年も全然。

濱田会長

そうか。

丹藤委員

出ていないので、だから他の河川までも調べる必要はないんじゃないかなと思います。

濱田会長

その辺、問題出てからだよね、県も委員会も何、勉強しているのってなるから。その辺が心配なんですよ。

長年、ここにもあるとおり、平成16年から長々と委員会でもこういう記録して、何回も議案、上げてきているんですよ。それで、釣っても持ち帰りはダメだよって。遊漁の人たちがきちんと守ってくれて、今まで問題はなかったと。こういうことなんですよ。

だから、はてと、今、東野さんからも御指導いただいたんだけど、はてなど。止めてしまった方がいいんじゃないのって、今、会長、個人的な意見を述べさせてもらったんだけど。その辺なんですよ。

何分にも河川が多いですからね、青森県は。その辺ですよ。

昔みたいに、釣り人が一杯いると分かるんだけど、今はポチポチだから、コイがいるところ、いないとは言えない。いるところは、どういうふうになるの？という問題があるんだけど。

委員の皆さんの御意見もお聞きしたいと思う。

永澤さんはどう？今、副会長も言ったけど、あなた、そっちの方も詳しい方だから。

永澤委員

以前は、コイでため池とか、そういうところは、かなりコイに依存しているところもあったんですね。それと、大きな川とか。今、どうなんですかね。そういうことで、コイ、冬になれば、コイの漁なんかもしているところもあったんですけど、今はそういうこともないので、この、こういうやり方でも問題ないような気がしますけど。

濱田会長

なるほど。

これ、木村さん、養殖関係で岩手県から、今、もっても青森県がスーパー等もコイの刺身が出ているんですよ。今も岩手県の方がそういうふうな問題が出たということはないでしょう。

木村委員

そうですね、聞いたこと、ないですね。

濱田会長

一番問題なのは、非常に好ましくないコイヘルペスだからね、続くような状態なもので、その辺が心配だと、こういうことなんですよ。

今、東野さんからも御指摘、御指導いただきましたけど、知事の方の流れとすれば、これで進めるしかないかなと。

委員の皆さん、あと何かありませんか。

それでは、県の方の御指導、東野さんからもいただきましたから、御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思います、委員の皆さん、異議ありませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしということですので、議案第1号「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等

に関する委員会指示について」は、原案どおりと決定し、委員会指示を発動することといたします。

なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

続きまして、議案第2号「第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

先ほど、委員協議会の方で協議いただいた内容を踏まえて、7年度の増殖計画量の基準を示達する公示案でございます。

前段を読み上げます。

第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準

青森県内水面漁場管理委員会公示第4号

第五種共同漁業権に係る令和7年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

令和7年3月〇日 青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

以下の内容につきましては、先ほど行われた委員協議会において協議をいただいた事項を踏まえて作成したものでございます。

公示にあたって、若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をいただきたいと思いますと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

濱田会長

県から何か補足等があればお願いいたします。

野月副参事殿

水産振興課 野月副参事

県の方からは、特に補足説明はございません。審議の方、よろしくをお願いいたします。

濱田会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見はありませんか。

委 員

（「ないです」の声あり。）

濱田会長

なしとのことですので、それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。異議はありませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

濱田会長

御異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり決定し、示達することにいたします。

なお、公示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局に一任お願いします。次に報告事項に入ります。

報告事項「資源管理の状況等の報告について」県から報告願います。

水産振興課 長根総括主幹

それでは、説明いたします。

報告事項 資料1を御覧願います。

漁業権免許に係る資源管理の状況等の報告につきましては、漁業法第90条第2項の規定により、免許を受けた漁業ごとの操業の状況及び資源管理の状況について、内水面管理漁場管理委員会に報告しなければならないとされておりますが、令和5年度分につきましては、内水面漁協等の免許受有者からの報告を受けまして、これを取りまとめたもののその内容を報告させていただきます。

内容につきましては、2ページ目と3ページ目が共同漁業権、4ページ目が区画漁業権となりますが、いずれも漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額、行使者の数、資源管理の状況等を記載しているものとなっております。

個々の内容につきましては、時間の都合上、説明を省略させていただきますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

簡単ではありますが、説明は以上です。

濱田会長

ただ今、県からの報告が終わりましたので、各委員から何か御質問等がありましたらお願いします。

質問、ありませんか。

田村委員

はい。

濱田会長

はいどうぞ。

田村委員

この状況をどういうふうに県は捉えているのかということをお聞きしたいと思います。

濱田会長

長根総括主幹

水産振興課 長根総括主幹

お答えします。

この状況等の報告につきましては、法律に基づくものでありますが、これは、漁業権の免許を受けた者が、どのような利用の仕方をしているかというものの判断の1つになります。

法律でいきますと、この90条の報告の後に条文でこれらの内容、あとは議案にありました示達量に対する実施の状況等を判断材料としまして、指導、勧告、一番重いものにつきましては、取消という方向にもっていくような仕立てになっております。

昨日の水産庁の担当者会議の中で、法改正後、こういう法律の運用をしてきましたが、より厳格に判断をしていくということで、免許をする際にも使用したんですけども、チェックシートというものを来年度から、それに基づいて、チェックシートに基づいて、どのような利用がされているのか、適切かつ有効な利用をしているかどうかという判断をしていく、しなければならないという、その作業が生じますという説明がっておりますので、これからは、この扱いについては、報告を受けっぱなしということではなくて、次の段階に進んでいくと、我々、事務局の方はそう受け止めております。

以上です。

濱田会長

ありがとうございます。田村委員、どうぞ。

田村委員

毎年、この調査しているんですね。印象でも結構なんですけど。利用というのは、いろんな状況を見ると、段々利用されていない、なくなってきているのかなという

感じはするんですけども。こういう調査を毎年のバーツと見ていったりすると、そういう傾向はあるんでしょうか。

濱田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 長根総括主幹

年を通しての数字の動きというのは、詳しくはといいますか、前年度と比較する程度で見えておりますけども、大体、わずかに実績が落ちてきているという感覚はあります。

それと、この法改正後、内水面よりは、むしろ海面の利用につきまして、使用されていない水面をどう利用していくかというのが法改正の趣旨でありましたので、それに連動する格好で、内水面も運用といいますか、利用の具合を調査しながら、免許の出しっぱなしの格好ではなくて、チェックをしていくという、そういう作業が今後、生じてくるということです。

チェックシートにつきましても、その中身、チェック項目が、今までは内水面の漁業にあまりそぐわないような内容になっておりましたけども、水産庁の方もそこは改めて、その内水面の利用の度合いを計りやすいような項目に改めてそれを使用すること、という指導も受けております。

以上です。

濱田会長

よろしいですか。

非常に県の内水面の状況も、ここに報告いただいておりますが、番号46号まで、内共第40号ということで、非常に細やかに説明されていました。

1つだけ、県にお聞きしたいんですが。

地元では、我が方にも専門家がいますけど、田名部かな、田名部川はストップになっているんですが、今の現状、どんな状況になっているんですか。分かりませんか。

二本柳委員

離れて、結構経つんですけども。私がいた時は、もう7、8年前ですけども、その時は、ワカサギ、組合でワカサギを増やしたいということで、市に働き掛けて、ちょっと余談ですけども、あそこは、海面もあって、防衛局の掃海訓練の同意の関係もあってですね、市に対して、ワカサギの増殖を何とかやって欲しいと。それ、東北防衛局にも要請して、それで一旦、市でも東北防衛局と協議して、ワカサギの増殖と産卵床の造成とか、そういうのをやったんですよ、試験的に。

濱田会長

これね、県が一番困るんですよ。

ということは、これは内々の話なんですけど、ここだから組合長もいますけど。この委員会も現場に立入しているの。今現在も、青森県内の川の中ではワカサギが一番遡上して産卵しているんですよ。あの組合が一部、内水面じゃなくて海区の方に編入されているよと。これ何か問題が出ると、県に必ず入りますからね。遊漁は、あそこは、いろんなところから来ているんですよ。イワナの問題もかなり入ってきている。

だから、あそこは完全にストップ、こういうことでしてあるんだけど。これ、今の防衛庁、何も我が方、関係ないんですよ。何かあると、一発、必ず報道機関に乗りますからね。何をやっているんだと、県が。また委員会も何やっているんだって問題になりますから。

今現在も非常に、言葉は合わないけど、良い状況で組合員が、今、海の方の組合員になっていますよと。あそこ、管理ストップかけています。

だから、今後、そういうのは、許認可から繁殖等、全部ストップですよ。

そうすると、県が一番まいっちゃいますよ。

あと、ありませんか。

ここにいろいろと苦勞されて報告事項、資源管理の状況等、報告いただきました。最高の勉強になります。

また、この中で内区第4号までありますが、イトウが、今現在、これはプロがいますけど、石岡さん、イトウ、どんな状況ですか。イトウ、魚、幻の魚、イトウですよ。深浦の、状況。

石岡委員

イトウに関しては、順調に成長しています。

濱田会長

産卵もオッケー。

石岡委員

はい。

濱田会長

食べられる状況にあると。

石岡委員

はい。

濱田会長

そのうち試食しましょう。

永澤委員

この漁業権は、深浦の町がやっているイトウ養殖です。

濱田会長

あなたのところじゃない。

永澤委員

そうなんです。

これ、近くのリゾートというか、アオーネというところのレストランに出荷している、イトウの販売の実績なんですよ。

濱田会長

委員会の視察は、そっちの方に今年、伺わなきゃいけないな。

永澤委員

どうぞかな、私、受けるわけではないけど。そういうことです。

濱田会長

大事な話をしましたけども、イトウも元気にいるそうです。これは、やはり、姿を見に行かなきゃいけないと思っていますが。

あと、何かございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

御異議がないようですので、議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第22期第3回青森県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

会議終了 午後2時44分